

古河赤十字訪問看護ステーションゆきはな運営規程

(事業の目的)

第1条 日本赤十字社が開設する古河赤十字訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)において実施する指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師が、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者又はかかりつけの医師が指定訪問看護及び指定予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、訪問看護計画書に基づき、利用者が心身機能の維持回復を図るようにする。医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(ステーションの名称等)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称:古河赤十字訪問看護ステーションゆきはな
- (2) 所 在 地:茨城県古河市下山町1150

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者:看護師若しくは保健師 1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び所属職員の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護の提供に関し、所属職員に遵守させるために必要な事項について指揮命令を行う。

- (2) 看護職員:保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5人以上(うち1名以上は常勤)

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき適切な訪問看護の提供にあたる。

- (3) 事務職員:必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、古河赤十字病院職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営 業 日:月曜日から金曜日とする。

但し、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日及びその振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)、創立記念日(11月1日)は除く。

- (2) 営業時間:午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) そ の 他:営業日、営業時間にかかわらず、利用者やその家族等からの電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(実施区域)

第6条 通常の実施区域は、古河市、五霞町、境町、加須市(北川辺)、野木町とする。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1)症状・障害・全身状態の観察
- (2)入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3)食事及び排泄等日常生活の世話
- (4)褥瘡の予防・処置
- (5)リハビリテーション
- (6)ターミナルケア
- (7)認知症患者の看護
- (8)療養生活や介護方法の指導
- (9)カテーテル等の管理
- (10)その他医師の指示による医療処置

2 訪問看護を提供するにあたっては、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族へ説明を行う。

(緊急時における対処方法)

第8条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等(介護保険利用者の場合は、当該利用者に係る介護保険事業者)に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

(利用料等)

第9条 訪問看護を提供した場合、医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。

また、利用者やその家族に対し、費用の内容及び金額については、事前に文書で説明し、同意を得るものとする。

(衛生管理・感染管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3)ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第11条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 ステーションは、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、サービス提供中に当該ステーション従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントへの対応)

第14条 ステーションの従業者に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政および居宅介護支援事業所に相談のうえ、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(事業継続計画の策定)

第15条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定

介護予防訪問看護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 ステーションは、従事者の質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても整備するものとする。

(1)採用時研修 採用後1か月以内

(2)継続研修 年6回

毎年職員の教育計画を立案し、職場内教育(病院)と平行し、職場外の継続教育を実施する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 ステーションの従業者は、その同居する家族には訪問看護の提供はしないものとする。

5 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、その訪問看護完結の日から5年間保管とする。

6 決算報告は、日本赤十字社医療施設特別会計を適用し、毎年3月31日決算による独立した収支決算書を作成する。

7 運営に関する事務的な業務(医事・会計・管財・人事等)の一部を古河赤十字病院に依頼できる。

8 この規程は、管理者及び病院長の承認により変更することができる。

附則

この規程は令和8年4月1日から施行する。